

「出生前の可能性」に関する思考の諸傾向（試行分析）

八幡英幸

・課題設定

(1) 本稿の目的

本稿の目的は、筆者が本年度後期に熊本大学で行なった講義（教養科目「生命と価値」）に対し学生たちから寄せられたコメントを素材として取り上げ、生命誕生をめぐる「語り(narrative)」に含まれる「出生前の可能性」に関する思考を試行分析することである。

しかし、本稿ではなぜ、どのような視点から「出生前の可能性」に関する思考を分析するのか。また、その諸傾向というときに念頭にあるのは、どのような思考の方向性なのか。検討を始めるにあたって、これらのことにまず触れておかなければならないだろう。

(2) 検討の背景

このような検討の背景にあるのは、一般に先天異常(congenital disorder)と呼ばれるものから障害(disability)や社会的不利(handicap)が生じる過程¹と、それに対する人為的介入、つまり作為(feasance)または不作為(nonfeasance)の影響をどのように評価するのかという問題である。また、こうした問題は、次のように大きく三つの類型に区分されるように思われる²。

まず第一に、例えば胎児性水俣病の場合のように、個人または集団の作為または不作為によって先天異常が引き起こされ、それが障害や社会的不利の原因となる場合がある。また第二に、染色体異常のように一定の確率で自然に生じる先天異常に対し、出生前診断に基づく選択的人工妊娠中絶のような、それを排除するための人為的介入をするか、しないかということが問題になる場合がある。そして第三に、第一の類型に属する先天異常に対し、さらに第二の類型で用いられるような人為的介入をするか、しないかということが問題になる場合がある。

これらのどの類型においても、生まれてくる（であろう）人が持つ「出生前の可能性」は、明らかに複数存在する。そして、その中のどれが現実のものとなるかは、いまだ存在しないその人自身によってではなく、その親（になるであろう人）をはじめとする第三者の介入により、大きく左右される。また、そのようにある人の誕生の仕方を第三者が「決める」度合いは、科学技術の進歩により急速に高まってきており、この問題はいよいよ難しい倫理的課題となってきた³。

しかし、すでに述べたように、本稿の目的は、避けるべき、非難に値する作為または不作為と、推奨に値する人為的介入とを具体的に区別することにはない。筆者の考えによれば、政策決定のレベルは別として、そのような選択(choice)を当事者に代わってあらかじめ行なうことが、倫理学者に課せられた任務なのではない。具体的な選択は、最終的には当事者にゆだねられるべきものである⁴。

しかし、そのような選択以前の問題として、その場面が非常に見通しにくく、そこでの選択の意味するものが何であるかが容易に把握できない、といった事態もありうる。実際、「出生前の可能性」に関する選択については、次に述べるような理論的課題があることから、まさにその通りである、

と思われる。そのような不透明さを多少なりとも軽減するため、当事者の「語り」に含まれる「出生前の可能性」に関する思考を分析することが、筆者がここで引き受けようと思う仕事なのである⁵。

(3) 非同一性問題

それでは、「出生前の可能性」に関する選択を困難にしている理論的課題とは何か。一般に「非同一性問題(non-identity problem)」⁶と呼ばれるその困難は、この種の選択の場合には、ある人が行なう選択によって最も重大な影響を受ける人は、いまだ独立の人格(person)としては存在せず、その影響次第で別の人格になってしまうか、まったく存在しなくなることもある、ということから生じる。つまり、このような場合には、ある選択を人に対する影響という面から評価することが非常に困難になるのである。

現代において最も一般的に受け入れられている倫理的立場の一つとして、「他者に対する危害(harm to others)」を防止することが善悪の判断の基本になる、とする立場がある⁷。古典的な例としては、J.S.ミルの『自由論』がこのような視点によって貫かれていることがよく知られている。ミルは、このような視点は子孫への影響の問題についても適用できると考えていたようである⁸。しかし、先にあげたような事例を少し詳しく見ていくと、そのような適用にはさまざまな疑問があることがわかる。

まず、先にあげた第一の類型に属する事例、例えば胎児性水俣病のケースについて言えば、深刻な水銀汚染をひき起こした原因企業や、それを放置した行政の責任が「他者に対する危害」の問題として問われてしかるべきだろう。実際、この件については、胎児性患者に対し出生前に加えられた「危害」がいくつかの裁判で認定されている⁹。水銀汚染の因果関係は、出生の前後を問わず継続しているからである。

ところが、汚染がさらに深刻であったとすれば、その患者が人として生まれてくることはなかったかもしれない。あるいは、そのような汚染の影響を懸念して、人工妊娠中絶という措置がとられたかもしれない¹⁰。そのようにして胎児性患者が生まれてこなければ、その過程で妊婦やその配偶者が被った不利益は別として、それ以外には誰も「危害」を加えられた人はいない、という結論が下されるかもしれない。

またさらに、第二の類型、例えば染色体異常に対する人為的介入の評価についてもさまざまな疑問がある。例えば、いま出生前診断により、ある種の発達の遅れをもたらす先天異常が胎児にあることが判明したとしよう。このとき、生まれてくるであろう子に対する「危害」を避けるという意味では、どのような選択が考えられるだろうか。

まず一つには、そのような診断結果に基づいて行なわれる人工妊娠中絶は明らかにその子に対する「危害」であり、決して許容されない、という考え方がある。というのも、その子がもし生まれてこなければ、そうでなければ人生から得られたはずの利益はすべて失われてしまうからである。しかし、この場合には、水銀汚染を理由とする人工妊娠中絶の場合以上に、実在する誰の利益も奪われていない、という見方もできそうである。

またさらに、異常があることを知りながら、その子をそのまま誕生させることのほうが、その子

に対する「危害」にあたるのではないか、という見方もある。この場合、その子が生まれ、しかもその障害に関する適切な支援が得られないとすれば、さまざまな社会的不利を被ることが懸念されるのは確かである。しかしながら、そのようにして誕生したことによって、そうでなければ生まれてこなければ得られたはずの利益をその子が失った、などと言うことは不可能だろう。

(4) 方向1: 道徳的思考の非人格化

さて、以上のような困難は、ある種の選択 人工妊娠中絶、環境破壊の放置などの作為、不作為 が、その選択によって最も重大な影響を受ける人そのものを、この世界からまったく消し去ってしまう、ということから生じる。つまり、そのような選択の是非を、あくまでも人への影響という観点から考えようとする、その人が一度も存在しない場合の、その人にとっての利益または不利益という、非常に奇妙な価値の評価が求められることになるのである¹¹。

このような困難を解消するための方策として、一つには倫理学理論をより非人格的(impersonal)なものに「改訂」することが提唱されている。そのような立場を代表するのは、『理由と人格』の著者D.パーフィットである。パーフィットによれば、このような場合に求められるのは、それが誰であるかを問わず、存在する人々全体の「生活の質(quality of life)」を評価することである。すなわち、「二つの可能な結果のどちらにおいても同じ数の人々が生きている場合、[一方において]生きている人々が、[他方において]生きているであろう人々よりも暮らし向きが悪いが、生活の質が低いとすれば、そのほうが悪い」¹²というのである。

また、パーフィットは、十分な養育能力がないと思われる「14歳の少女」から生まれた子についてこのような評価を行い、次のように述べている。すなわち、「私の信じるところによれば、もし私がこの少女の現実の子であったとしても、私は次のことを受け入れられるだろう。すなわち、生まれてきたこの子[つまり私]が彼女の現実の子でなかったとすれば、そのほうがよかった。」¹³ここで「そのほうがよかった」というのは、もちろん「私」にとってではない。このような判断が採用されていたなら、「私」は存在しないからである。ここでむしろ求められているのは、究極的には、「私」の存在・非存在とは独立に存続する世界状態の評価なのである。

しかし、だからといって、「私」の存在が無意味だということにはならない。パーフィットの場合、「私」の存在は、そのような世界状態の評価とは独立に、いわば内在的価値を持つものと考えられているようである。このことは、先の引用に続き、パーフィットが次のように述べていることからわかる。すなわち、「このことは、私の存在が悪いとか、あるいは内在的に道徳的に望ましくないとかいうことを含意するわけではない。」¹⁴

このように、パーフィットの場合には、世界状態の非人格的評価と、「私」の存在に関する内在的評価とが並存しているという点に大きな特徴がある。これは、筆者が以前から指摘してきた点である¹⁵。しかも、人工妊娠中絶や環境破壊のような現実の倫理的問題については、もっぱら前者のような評価方法が適用される。それにより「非同一性問題」が一応解消されるわけだが、それとともに、「私」の存在が、評価対象としての世界状態の外 もしくは限界 に置かれるというのは注意を要する点である。

このような「私」の位置づけは、明確な形では I.カント以降、エゴイズムの成分を無力化することに力を注いできた普遍主義的倫理学の究極の姿を示しているように思われる。現代 20 世紀後半 では、カント主義的功利主義者 R.M.ヘアに見られるような徹底した普遍主義¹⁶ に対し、そのような立場は人格の個別性を軽視しているという B.ウイリアムズらの批判がある。しかし、パーフィットは、そのようなものからの離脱をさらに意識的に推し進めるのである。このような方向への倫理学理論の「改訂」をどう評価するかは、特に「出生前の可能性」に関連し、今後の道徳的思考のあり方を考える上で重要なポイントの一つだろう。

(5) 方向 2: 人格影響的原理の維持

これに対し、未来の人格への影響にかかわる「非同一性問題」を意識しながらも、親子関係や家族のあり方などに視点を移しつつ、あくまでも人称的世界にとどまろうとする論者もいる。筆者は以前、『誕生以前の生命』の著者 B.スタインボックの議論を取り上げ、これをパーフィットの議論と対比したことがある。両者は、規範理論の面での相違（パーフィットは帰結主義、スタインボックは利益説）以上に、いわゆる「人格影響的原理(person-affecting principle)」の評価に関して対照的である¹⁷。

また、最近雑誌 Ethics に収録された「障害に関するシンポジウム」(2004 年 5 月、ジョージア州立大学)の中でも、これと同様の対比が行なわれている。すなわち、D.ワッサーマンは、その報告「非同一性問題、障害、そして未来の両親の役割道徳」の中で、問題状況を以下のように総括している。

「特徴的なのは、問題は次のように[これまでとは]いくぶん異なる仕方で把握されてきたことである。すなわち、障害を持つ子を産むこと、あるいは産むことを回避しないことは誤りだと仮定すると、その誤りは人格影響的(person-affecting)な仕方で理解されるべきなのか、それとも非人格的(impersonal)な仕方で理解されるべきなのか。」¹⁸

それでは、この種の問題についての「人格影響的」な仕方で理解とはどのようなものなのだろうか。ここでもやはり、その一例としてスタインボックの議論を紹介しておくことにしよう。スタインボックはまず、「利益説(interest view)」の観点から「誕生以前の生命」について考察することを提唱する。また、この利益説とは、「利益をもつことが道徳的地位(moral status)にとって必要であるとともに十分である、と主張する」¹⁹ 立場である。そして、何かあるものが利益をもつと言えるのは、「それに対してなされたことが、その存在者にとって問題となりうる場合だけである」²⁰。

ところが、スタインボックによれば、「胎児は第二期[妊娠 4~6 ヶ月]より前には何らかの種類の経験をしているとは考えにくく、第三期[妊娠 7 ヶ月以降]のある時点で、ある種の感覚をもつようになる」²¹。すると、妊娠中期までの胎児は利益をもたず、それゆえ道徳的地位ももたないということになる。このようにして、スタインボックは、少なくとも妊娠中期までの胎児への、その時点での配慮というものを無効にする。

しかし、多くの場合、胎児はやがて利益をもつ存在となる。また、胎児期からの推移によっては、その未来の利益は大きく損なわれることになる。これらのことを踏まえ、スタインボックは次のような「親としての責任の原理(a principle of parental responsibility)」に訴える。すなわち、「子をもつか

どうかを決める際には、生殖に関する自分自身の利益のみにこだわるべきではない²²。たとえば、「14歳の少女」の事例について言えば、その少女は「私の子はどのような人生を送ることになるだろうか」と自問するべきであった、というのである。

また、そのような自問の結果下される判断については、スタインボックは次のように述べている。すなわち、「人々を不幸にすることが間違っているのは一見自明であるが、それと同様に、もしも彼らに幸福な人生を送るための機会をそれなりに与えることができないのであれば、彼らを存在させることは間違いである」²³。その子を産むべきかどうかは、「その子に幸福な人生の一コマをそれなりに経験させてやるために、親がその不利な状態を補うことができるし、また喜んでそうするつもりがある、と言えるかどうか」²⁴によるというのである。

このように「親としての責任」を強調するスタインボックは、パーフィットに比べ、人格の個性や関係性を重視していると言える。すなわち、それが誰であれ「私」が誰であれ、存在する人々全体の生命の質を高めるほうがよい、といった非人格的-普遍主義的な観点からではなく、「私」がこれから親になるのであれば、その子に対して果たすべき責任を負わなければならない、というふうに、個々人の関係を重視する観点から議論を展開するのである。このように、私たちが他者とのあいだに取り結ぶ関係や、人生において引き受ける役割といったものを重視することは、今後の道徳的思考のあり方について考えられるもう一つの方向性である。

(6) 思考傾向の分析

さて、本稿の目的は、本年度の講義において学生たちから寄せられたコメントを一つの素材として、「出生前の可能性」に関する思考を試行分析することであった。いささか遠回りした観はあるが、ここでは、以上のような議論の状況を踏まえ、次のような三つの観点から学生たちの思考傾向を分析していくことにしたい。

自分の誕生について

さまざまな「出生前の可能性」がある中で自分が生まれてきたということは、どのように意識されているのか

他者の介入について

そのような「出生前の可能性」に対し、さまざまな形での介入がありうるということは、どのように意識されているのか

意識の特性について

自分の誕生や、それに対する他者の介入についての意識は、人格影響的-関係主義的なものなのか、非人格的-普遍主義的なものなのか

・検討

(1) 分析対象

私はなぜ生まれてきたのか、私はなぜこのような姿形をしているのか 人の誕生の意味にかか

わるこのような問いは、人が成長していくなかで、どこかにしまいこまれてしまうことが多いようである。そのような子どもの頃の問い²⁵を思い出してみよう。本年度の講義（教養科目「生命と価値」）の冒頭でそう呼びかけてみたところ、多くの学生の中に次のような問いがよみがえってきた。

例えば、ある学生は子どもの頃、「なぜ自分は犬や蜂ではなく人間、しかも日本人なのだろう」という疑問を感じていたというし、またある学生は、「この時代に生まれてきた自分は幸福だ」と考えていたという。「他所の家に生まれていたら」といった想像は、もっと一般的である。このような疑問や想像には、「出生前の可能性」の中でも、「別の人生を歩んでいた可能性」についての思考が含まれていると言ってよいだろう。

また、これに比べて少数ではあるが、そもそも自分が「生まれてこなかった可能性」について考えていた学生もいる。すなわち、「生まれてすぐに死んだ兄が生きていたら、自分は生まれていなかったのではないか」とか、「もし自分が生まれていなかったら、この意識はどうなっていたのだろうか」とか考えていたというのである。このような思いは特に、表立って語られないまま「棚上げ」されていることが多いようである。

講義では、同世代の学友がこのような思いを抱えていたことに注意を促すとともに、「出生前の可能性」について述べた筆者の論文²⁶や、「生まれてこない権利(right not to be born)」をめぐるフランス国民議会の動きを伝える BBC ニュース²⁷などを紹介した。その際、特に強調したのは、「出生前の可能性」には実にさまざまなものがあるということ、そして、その中には、すでに述べた先天異常の問題のように、真摯な道徳的思考の対象となるものがあるということ、この二点である。

そして、いつしか「棚上げ」され、忘れられていた問いが学生たちの中でよみがえり、それが自然に語り出されるよう、学内の端末からいつでもアクセスできる Web-CT（通信機能を備えた Web ページを簡単に作成できるシステム）上にこの授業のページを開設し、随時コメントを募集することにした。ここで分析対象とするのは、このシステムを利用して提出された 250 通余りのコメントの一部である。

(2) コメントの分類

ここではまず、学生たちから寄せられたコメントを、その中で焦点化されている二つの主題「自分の誕生、他者の介入」について、いくつかの特徴的な群に分けていくことにする。この二つの主題は、筆者による講義の内容を反映して、課題設定であげた三つの観点のうち最初の二つと重なっている。また、この二つの主題についての分類は、さしあたり相互に独立に行なうものとする。

このような作業の結果、学生たちによるコメントのほとんどは、次のような分類のどこかにうまく位置づけられるように思われた。

自分の誕生について

A 群：偶然、あるいはただの事実としたコメント

B 群：必然、あるいは運命としたコメント

C群：奇跡、あるいは神秘としたコメント

他者の介入について

A群：批判的、否定的なコメント

B群：評価が微妙なコメント

C群：肯定的、受容的なコメント

また、このような結果について、 . 課題設定であげた第三の観点から見た全体の印象を述べると次のようになる。

すなわち、自分の誕生についての考え方では、A群が最も非人格的-普遍主義的であり、逆にB群は人格影響的-関係主義的、C群はおそらくその中間である。また、他者の介入についての考え方は、否定的、批判的なA群から、肯定的、受容的なC群まで、どの群にも人格影響的-関係主義的な考え方と、非人格的-普遍主義的な考え方との両方が見られる。

以下では、このような二通りの分類に基づき、それぞれの群を代表するコメントに対し分析を加えていくことにする。また、その際には、それぞれのコメントについて、 . 課題設定であげた三つの観点をできるだけ順に適用していくことにしたい。

(3) コメントの分析

自分の誕生について

A群：偶然、あるいはただの事実としたコメントの例

「私たちは生まれてくるときに、誰かの子供として生まれるなどの、選択をすることはできない。そもそもそのような意思是、生まれてくる時点では存在するはずがない。誰もが物心ついたときには、自分の母や父が、母や父であると無意識のうちに理解・認識している。また、それが偽りであるとは、全く考えない。

なので私は、「誕生」とは「偶然」であると思う。どの家庭に生まれるのも、どの人間の子供として生まれるのも、どの時代に生まれるのも、すべて「偶然」である。自分が今の家庭に生まれたのも、「偶然」である。

その「偶然」を、さも当たり前のように考え、これが自分の「運命」だと考えて、なぜ、自分はこの家庭に生まれたのか、この人間の子供なのか、この時代に生まれたのか、などは考えもしない。自分は望まれて生まれてきたのだから、それ以上に理由はいらないと思う。自分の誕生の意味は、それだけで十分だと思う。」

この学生は、自分の誕生を「偶然」と捉えている。またそれは、そのことを自分では「選択をすることはできない」からである。これは一般に、何かある事象 例えある生物の形態 について、他に多くの可能性があることから、そうなったのは「偶然」だと言われるのとは多少事情が

異なる。つまり、この学生の場合、自分にも多数の「出生前の可能性」があったことを意識していると同時に、自分の誕生は自分にとってはどうしようもない事柄であるという意識が強い。この二つのことから、自分が生まれてきたことは「偶然」と呼ばれているのである。

また、この場合、他者の介入はあまり重要視されていないように思われる。もし、そうでなければ、この学生は、「どの家庭に生まれるのも、どの人間の子供として生まれるのも、どの時代に生まれるのも、すべて「偶然」である」とまでは言わなかつただろう。もし、誰かが出生前に何かをなしえたとしても、そのこともまた自分にとってはどうしようもない事柄である、というのがこの学生の基本的な考え方ではないだろうか。

しかしながら、このような考え方は、自分の誕生の意味を否定することにはつながらない。「自分は望まれて生まれてきたのだから、それ以上に理由はいらぬ」とか、「自分の誕生の意味は、それだけで十分だ」という発言があるからである。このような発言の背景には、それなりに恵まれた人格相互の関係があるのかもしれない。

しかしながら、自分の誕生そのものは、やはりどうしようもない「偶然」である。それゆえ、その意味を深く追求するとか、それに対する人為的介入を期待したり、非難したりといった行為には、あまり意味が見出せないのであろう。この学生の場合には、「出生前の可能性」やそれに対する他者の介入についての意識は、総じて非人格的である。このような学生の意識は、D.パーフィットのそれに近いように思われる。

B群：必然、あるいは運命としたコメントの例

「生まれてくる本人にとって出生の問題を回避できるかどうかの問題ではなくて、自分で選択の余地すらない。何かをするわけでもなく、何かができるわけでもない。結局は生まれてくる自分を取り巻く人たちの行動によって、回避できる問題は対処されることである。最終的に本人の意図しない誕生であるため、例えば自分でこの体に生まれたいと思ったというわけでもないのだから、生まれてくることについては本人からしてみれば、自らの誕生は必然だと思う。」

「部分的な介入が人の誕生に影響を与えることがあるということがわかりました。でも、その介入はあくまで生まれてくる子供が選べるものではなく、親やその周りの環境からの一方的な介入にすぎないので、人の誕生は人によって与えられる（人に依存している）ものなのだと改めておもいました。だから、この誕生の意味については「運命」としかいいようがないと私は思います。」

これらのコメントでは、自分の誕生は「選択の余地すらない」もの、「本人の意図しない」ものであることから、「必然」あるいは「運命」と呼ばれている。一見したところ、このような表現には、A群のコメントに見られる「偶然」とは反対の意味があるように思われる。しかし、この場合には、このどちらの表現も似たような理由から使用されている。つまり、自分の誕生は自分にとってはどうしようもない事柄であるという意識が、このような表現の背景にあると思われるのである。

それでは、この二つの群　自分の誕生を「偶然」と呼ぶA群と、「必然」と呼ぶB群　を分けているのはどのような思考傾向なのだろうか。それはおそらく、他者の介入についての意識の相違である。すでに述べたように、前者の場合には、他者の介入はあまり意識されていないか、意識されていたとしても重要視されていないように思われる。

これに対し、後者の場合には、「生まれてくる自分を取り巻く人たちの行動によって、回避できる問題は対処される」とか、「人の誕生は人によって与えられる（人に依存している）」といった表現に見られるように、他者による介入の意義がはっきりと意識されている。そのような介入をする他者と出会ったことが、彼らの言う「運命」なのであろう。

このように見ていくと、このB群の場合、「出生前の可能性」やそれに対する他者の介入についての意識はかなり人格影響的だと言えそうである。また、このような意識を持つ学生が、やがて人の親となった場合、その子との出会いを一つの「運命」と考え、B.スタインボックが言うような「親の責任」を進んで引き受ける可能性もやはり高いと言えよう。この点では、A群との思考傾向の違いは明確である。

C群：奇跡、あるいは神秘としたコメントの例

「私が私に生まれたことは私が望んだわけではない。でも私は両親のことが大好きだから私の両親の子供に生まれたことを幸福に感じるし、産んでくれたことに感謝している。わたしたち人間の誕生は奇跡に近いと思う。よって私が生まれてきたことも奇跡だと思う。もしかしたら私が生まれなかった可能性だってある。もし私が産まれて来なくて別の存在であっても両親にとっては自分の子供に変わりはないし、私が可愛がられてきたのと同様可愛がられるのであろう。そう考えると何かおもしろい。私がこの世に存在することと存在しないことは全く違うように思えるが紙一重だと思う。」

実は、このコメントの前半に見られる「奇跡」という言葉は、かなり多くの学生のコメントに見られる。誕生を「奇跡」あるいは「神秘」と呼ぶことは、ひとつの「語り」のスタイルとして定着している観がある。この「奇跡」は、時には両親の出会いや、精子と卵子の出会いの物語（性教育の影響？）に結びつけて語られることもある。

このようなコメントの場合、まず言えるのは、自分の誕生は「幸福」な出来事、「感謝」すべきこととして、肯定的に意識されているということである。また、このような意識は、「両親のことが大好き」だということ、両親に「可愛がられてきた」ということなど、人格相互の良好な関係と結びついている点にも大きな特徴がある。

さらに、このC群の場合には、自分の誕生以外にも、多くの可能性があったという意識が強く、そのことが、自分の誕生に関する肯定的意識と（論理的にはではないが、そうであるかのように）結びついている。そうであるからこそ、このようなスタイルの「語り」の中では、自分の誕生は「奇跡」と呼ばれるのであろう。

ところが、このようなスタイルの「語り」の中では、他者の介入についての意識は弱い。たとえば「大好き」な両親によるものであれ、自分の誕生の過程に意図的、人為的介入がありえたことを意識することは、「奇跡」あるいは「神秘」という印象を弱めるのだろう。

最後に、ここにあげたコメントでもう一つ気になるのは、自分の代わりに別の子が生まれていた場合を想像し、「そう考えると何かおもしろい」と述べている点である。そのような可能性があることを、「私」の存在・非存在とは独立に、興味深く感じる部分もあるのだろう。このことを考え合わせると、このようなコメントの場合には、「出生前の可能性」やそれに対する他者の介入についての意識は、人格影響的な部分と、非人格的な分とが混在している、と言えるように思われる。

他者の介入について

他者の介入については、ここまでの検討からすでに、群により意識が明確な場合と、そうではない場合、意識されていても重視されていない場合などがあることがわかってきている。ここではさらに、医療技術の進歩により拡大しつつある他者の介入について、肯定、否定を中心とした価値判断の観点からコメントを分類しなおし、各群の特徴を見ていく予定であった。

しかし、ここでは時間の関係から、すでに述べた次のような見方との対応を検討できるよう、それぞれの群を代表するコメントを順に引用していくことにする。すなわち、その見方とは、否定的、批判的なA群から、肯定的、受容的なC群まで、どの群にも人格影響的-関係主義的な考え方と、非人格的-普遍主義的な考え方との両方が見られるということである。このような見方の妥当性については、後日さらに詳細な検討をしていくことにしたい。

A群：批判的、否定的なコメントの例

「現代の医療技術の発達は、出産が楽になったり、今まで治らなかった病気が治ったりと、たいへん世の中に貢献していると思う。しかしその反面、遺伝子操作などの医療技術の発達は、生命の誕生を脅かしているのだ。たとえば、まだ子供が生まれる前から、障害をもって生まれてくる可能性があるということが分かると、親は生むのをやめてしまうかもしれない。では、その生まれてくるはずだった子供はどうなってしまおうのだろう。もしそれが私だったらどうなっていただろう。考えただけで恐ろしい。」

「生まれてくるものにとって親を選ぶことはできない。しかし、親は子供を選べる立場に今やある。医療技術が進み、胎児の段階で男か女か、または障害を持つかどうかわかるようになってきている。もし私が障害を持ったり、もし両親が男の子がほしかったりした場合、私はここに存在しただろうか？ 私はこの命をたたれること無く、この世に生まれてきた。生まれてきた時点で私は選ばれたのだ。運命に選ばれた、神に選ばれた、母に選ばれた…。これから先人為的にその子を産むか生まないかを決めてしまうならそれはとてもおそろしい事だ。もし私が生まれるときその選択の段階があったとしたら、とても悲しい気持ちになる。私が選ばれていたとしても。」

B群：評価が微妙なコメントの例

「私は兄弟が多く末っ子である。だから昔から親がもし私を産まなかったら...と考えたことは何度でもあった。私の姉が幼いころ(親が私を産む前)姉が母に次のように尋ねたことがあったらしい。「お母さんはもう子供産まないの?」すると母は、「もういない」と言ったそうだ。もし母の言葉通りになっていけば私は存在しない。

もしかしたら両親の計画では私を産むつもりはなく、私は偶然できた子なのかもしれない。私は姉にその話を幼いころに聞いて、姉は笑っていたが、その話を聞いたとき、すごく恐ろしかった。姉を最後に産んだ段階で人為的な介入、この場合避妊が確実に行われて、私が生まれなかった可能性は十分ある。でもやはり産んでくれてよかったと思う。」

C群：肯定的、受容的なコメントの例

「ほんの小さな偶然で、子供の誕生が大きく変わってしまうものである。子供の誕生が変われば、その子の人生もまた大きく変わってしまうので、誕生以前から多くの注意を払わなければならないものだと思った。

子供の誕生に部分的に人為的介入をするのなら、それが生まれてくるその子のために本当に良いと思っただけのことであって欲しいと思う。」

別の学生からは、次のようなコメントが寄せられた。

「たしかに多少は人為的介入ができるかもしれないが、介入する時点では結果はわからなく、あくまで予想の段階である。たとえ介入したとしても必ずしもいい方向に進むわけではない。悪い方向にも進むかもしれない。なので私的にはどちらでもいいと思います。もしも私が赤ちゃんで両親が人為的な介入をしたとしても、親はよかれと思ってしたわけなので、素直とまではいきませんが、受け入れます。」

注

- ¹ 「障害」概念には混乱が見られる。先天異常を障害(disability)および社会的不利(handicap)から区別する本稿での用語法は、WHO「国際障害分類試案」(1980)以降の上田敏(1983)、佐藤久夫(1992)らの議論に拠るものである。
- ² 先天異常とそれに関連する人為的介入の問題は、「出生前の可能性」の一部として捉えられる。八幡英幸(2004) pp.37-41 では「出生前の可能性」範囲とその類型について検討している。
- ³ 本稿の射程には入らないが、「出生前の可能性」に関わる問題としては、人工生殖、クローン技術、そして環境変動が未来世代に与える影響などの問題もある。
- ⁴ 具体的な倫理的判断が当事者にゆだねられる理由としては、自由な決定は全体の利益を最大化するというもの(帰結主義)、人間の尊厳にとって不可欠であるというもの(義務論)などもあるが、一般論の限界から

もそれは要請される。

- ⁵ 本稿でこのような試行分析は、平成 17 年度から科学研究費補助金（萌芽研究）の支給を受けて開始した研究「生命誕生をめぐる「語り」と道徳的思考 「不当な生」とその周辺事例を中心に」の一環である。
- ⁶ Parfit, D.(1984) pp.351-379 以来、「非同一性問題」を取り扱った論考は数多くあるが、最近のものとしては Wasserman, D.(2005)に問題状況の総括がある。
- ⁷ 加藤尚武(1997) p.5 によれば、「現代の倫理にもっとも近い古典は、J.S.ミルの『自由論』」であり、「「他者危害の原理」がその中心となる考え方」である。しかし、加藤が同書 p.167-189 で手際よく解説しているように、この自由主義的原理にはさまざまな理論的問題が含まれている。なお、本稿のテーマに関連して「他者への危害(harm to others)」の問題を精緻に検討した記念碑的労作として Feinberg, J.(1986)は必読文献である。
- ⁸ J.S.ミル(1971) p.216 には次のように述べた箇所がある。「生命を付与するということは、この生命を付与されようとしている存在が、望ましい生活を営める見込みを普通に持っていないとすれば、その存在に対する一つの犯罪であるといわねばならない」。
- ⁹ 水俣病については、胎児性患者を含む認定患者全員への損害賠償が認められている(熊本地裁 1973 年)。また、刑事裁判では、汚染原因となった工場の責任者について、胎児に対する傷害致死罪が認められている(最高裁 1988 年)。この経緯については原田正純(1989) p.27-37。
- ¹⁰ 新潟水俣病の場合には妊娠規制が行なわれ、これが慰謝料請求の理由となったことが知られている。cf. 「新潟水俣病訴訟判決文(昭和 46 年 9 月 29 日新潟地裁判決)」(法律時報、日本評論社、43(14)、1971.11、pp.147-260)。
- ¹¹ このような奇妙な価値評価が求められることへの戸惑いは、いわゆる「不当な生(wrongful life)」に関する裁判での判決に典型的に見られる。例えば、イギリスでの判決は次のように述べている。「風疹によって傷つけられた子の出生を防ぐ手段を講じなかった被告に責任があるとされている損失は、障害をもって生まれてきた場合のその子の状態と、出生前に胎児のまま生を終えた場合の状態との差である。しかし、非存在について何も知りえない裁判官が、どうしてそれを評価し、その子が失ったものを算定できるだろうか。」(Mckay v. Essex Area Health Authority, 1982, Weekly Law Reports 2, p.890)
- ¹² Parfit, D.(1984) p.360 (パーフィット, D. (1998) p.491-2)。この場合には、人工妊娠中絶後、もっと養育条件が整ってから別の子を産むということが想定されている。
- ¹³ Parfit, D.(1984) p.360, (パーフィット, D. (1998) p.492)
- ¹⁴ Parfit, D.(1984) p.360, (パーフィット, D. (1998) p.492)
- ¹⁵ cf. 八幡英幸(2004) p.54., Yahata, H.(2005) p.79. 後者は基本的には前者の英訳であるが、一部加筆訂正されている。
- ¹⁶ カントと功利主義との結びつきは奇妙に思われるかもしれない。しかし、ウィリアムズ, B.(1993) p.137 では、この両者の関係は次のように説明されている。「役割交換の思考実験は、功利主義に特有のものではない。これはなんらかの形で倫理的思考の基本要素となっており、その一つの型はカントの定言命法に見られる。しかし、ヘアーの理論は、自分を他人の立場に移しかえるということの意味を特殊な形で徹底的に解釈するので、そこから功利主義に特有の結果が生じることになる。」すなわち、カントからヘアーへと受け継がれた普遍化可能性(universalizability)の原理が、個人内比較による選好功利主義を生み出すのである。
- ¹⁷ cf. 八幡英幸(2004) p.57-58., Yahata, H.(2005) p.76-83. パーフィットとスタインボックの比較については、後者を参照されたい。
- ¹⁸ Wasserman, D.(2005) p.133.
- ¹⁹ Steinbock, B.(1992), p.6.
- ²⁰ ibid. p.15.
- ²¹ ibid. p.40.
- ²² ibid. p.74.
- ²³ ibid. p.74.
- ²⁴ ibid. p.74.
- ²⁵ この講義の最初の授業では、永井均(1996) p.24 から次のような箇所を引用し、いつしか「棚上げ」されてきた問いを想起するよう学生たちに促した。「子どもの哲学の根本問題は、存在である。森羅万象が現にこうある、というそのことが不思議で、納得がいかないのだ。ここでは問いは、どうしたらよいのか、ではなく、どうなっているか、というかたちをとる。人生や自己が問題になる場合でも、それは変わらない。存在論はもちろん、認識論や意味論、そして科学哲学や言語哲学のすべての根底には、子どもの哲学がある。」
- ²⁶ 八幡英幸(2004) p.37-41.

²⁷ 紹介したのは、2002年1月10日にイギリスBBCニュース(web版)のトップページ(<http://news.bbc.co.uk/>)に掲載された記事 France rejects 'right not to be born'である。

引用参考文献

- Feinberg, J.(1986), Wrongful Life and the Counterfactual Element in Harming, (rep: Feinberg, J.(1992), *Freedom and Fulfillment: Philosophical Essays*, Princeton, pp.3- 36).
- 原田正純(1989), 『水俣が映す世界』, 日本評論社.
- 加藤尚武(1997), 『現代倫理学入門』, 講談社学術文庫.
- ミル, J.S.(1971), 『自由論』, 塩尻公明・木村健康訳, 岩波文庫
- 永井均(1996), 『<子ども>のための哲学』, 講談社現代新書.
- Parfit, D.(1984), *Reasons and Persons*, Oxford (パーフィット, D.(1998), 『理由と人格: 非人格性の倫理へ』, 森村進訳, 勁草書房).
- 佐藤久夫(1992), 『障害構造論入門 ハンディキャップ克服のために』, 青木書店.
- Steinbock, B.(1992), *Life before Birth: The Moral and Regal Status of Embryos and Fetuses*, Oxford.
- 上田敏(1983), 『リハビリテーションを考える 障害者の全人間的復権』, 青木書店.
- Wasserman, D.(2005), The Nonidentity Problem, Disability, and the Role Morality of Prospective Parents (*Ethics*, vol. 116-1, pp.132-152).
- ウィリアムズ, B.(1993), 『生き方について哲学は何が言えるか』, 森脇康友・下川潔訳, 産業図書.
- 八幡英幸(2004), 「胎児期をめぐる道徳的思考 存在と人称の問題を中心に」(『死生学研究』, 2004年秋号, 東京大学大学院人文社会系研究科, pp.35-60).
- Yahata, H.(2005), 'Moral Thinking about the Embryo-Fetus Period: Re- considering the Problems of Identity and Existence,' (Takao Takahashi ed., *Taking Life and Death Seriously - Bioethics from Japan*, Elsevier, pp.65-85).

(本稿は、平成17年度科学研究費補助金(萌芽研究・課題番号17652003・題目「生命誕生をめぐる「語り」と道徳的思考 「不当な生」とその周辺事例を中心に」)による研究成果の一部である。)